

## 仕 様 書

1. 件名 データサイエンス活用企業課題解決業務委託

2. 履行期間 契約締結日から令和7年3月14日まで

3. 履行場所 市長の指示する場所

### 4. 目的

データサイエンティストを含めた高度IT人材は、日本を含め世界規模で不足しており、経済産業省の推計では2030年には最大で約80万人になると試算されており、大きな課題となっている。

こうした時代に対応するため、大学生を対象に、市内企業が保有するデータを活用し企業課題や社会課題の解決を提案できるデータサイエンティストを育成することで、データ分析を基軸とした経営課題の解決や新サービスの創出を図り、地元でデータ分析する雇用の受け皿を作ることで、就職等による市外転出を抑制する。

また、地方においては、データサイエンスに関する情報が不足しているため、データサイエンスの現状などをセミナー等で伝えるとともに、データサイエンス業界で活躍している社会人との交流会を行うことで、日頃の疑問解消、今後の情報収集や人脈形成につなげる。

### 5. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとし、松山市より特段の指示があればその指示に従うものとする。また、本業務は産学官が連携して実施するものであり、市はもちろんのこと、愛媛大学関係者とも綿密に打ち合わせを行うこと。

#### (1) オープンイベント

データサイエンティスト育成講座の受講生及び参加企業の参加を幅広く募るため、オープンイベントを実施すること。なお、詳細は、市と協議の上、決定すること。

- ①対象は地元大学生や専門学校生をはじめ、参加候補企業やデータサイエンスに関わる社会人、起業家とし、市と協議の上、決定する。
- ②開催回数は1回以上とし、開催時期は市と協議の上、決定すること。
- ③開催場所は市内とし、会場は受託者が用意すること。
- ④参加料は原則無料とすること。ただし、飲食物等を提供する場合の実費相当額を徴収することは差し支えないこととする。
- ⑤セミナー等の登壇者はデータサイエンスに関する専門家等とし、イベントのターゲットを踏まえて市と協議の上、決定すること。また、交通費等は受託事業者が負担すること。
- ⑥応募の受付、問い合わせへの対応、参加者への案内を行うこと。また、当日の受付・司会・進行を行うこと。
- ⑦参加者にアンケートを実施、集計・分析結果を報告すること。

(2) データサイエンティスト育成講座（以下「講座」という。）

講座は前半と後半に分けて実施すること。前半は、データサイエンティストとしての知識・技術習得を目的とした内容とし、後半は、市内企業が保有しているデータを活用し、企業課題解決につながるプロトタイプ作成を目的とした内容とすること。また、前半と後半の間に、(3) 市内企業へのインターンシップで定めるインターンシップを実施すること。なお、詳細は市と協議の上、決定すること。

①対象は地元の大学生等（理系学生はもとより、経営学などを専攻してきた文系学生や専門学校生、社会人の参加も可とする。）のうち、統計学の基礎知識やプログラミング体験を有している者を中心とし、市と協議の上、決定すること。

②受講生の定員は40名程度とし、参加料は無料とすること。

③開催回数は10回程度とし、所要時間は合計で30時間程度とすること。なお、開催時期は市と協議の上、決定すること。

④講師はデータサイエンスに関する専門家とし、市と協議の上、決定すること。また、講師の交通費等は受託者が負担すること。

⑤受講生の決定等について、以下の業務を行うこと。

ア. 応募者向けの事業PRを行うこと。なお、PRは、市のHP掲載用の電子データの作成や、SNS等を使うなど、効果的な手法で行い、市と協議の上、決定すること。

イ. 応募者の受付、問い合わせへの対応等を行うこと。

ウ. 応募者が講座の対象者に該当するかどうか、ヒアリング等により選考を行うこと。なお、選考についてはあらかじめ基準を設け、市と協議の上で、受講生を決定し、その結果を応募者に通知すること。

⑥講座の運営等について、以下の業務を実施すること。

ア. 講座に必要なテキストや教材を用意すること。

イ. 講座に必要なPCは受講生が準備し、会場は受託者が用意すること。また、サーバー等が必要な場合は、受託者によって用意すること。

ウ. 講座の受付・司会・進行を行うこと。

エ. 受講生の質問や疑問、個別相談への対応を行うこと。

オ. 終了後、業務の効果や課題を検証するため、受講生にアンケートを実施し、集計・分析結果を報告すること。また、アンケートの内容は、事前に市と協議すること。

⑦講座内容は以下のとおりとすること。詳細は市と協議の上、決定すること。

ア. 講義の前半は、国の動向や人工知能（AI）などの第4次産業革命の技術革新が進む現状を踏まえ、データサイエンスの重要性の啓発や、データサイエンティストとしての基礎的知識・技術の習得を目的とした内容とすること。

イ. 講義の後半は、チームによる演習を実施する。演習課題は受講生と(3)市内企業へのインターンシップで定めるインターンシップ受け入れ企業がチームを組み、ビジネス課題の解決力や問題発見力のスキル向上に資するような実践的なものにする。

ウ. 講座の成果発表を(4)で定める松山データサイエンティストサミット2025で行うこと。

### (3) 市内企業へのインターンシップ

受講生を対象に、下記の基本的事項に沿ってデータ分析等の業務を実施する市内企業へのインターンシップを実施すること。受講生が実際にインターンシップに対する関心を高め、企業の事業内容等を具体的にイメージできるよう、インターンシップ受け入れ企業（以下「参加企業」という。）によるプレゼンテーションや、企業見学を実施し、受講生が安心してインターンシップに参加できるようなマッチングを行うこと。なお、詳細は市と協議の上、決定すること。

#### 【基本的事項】

- ①インターンシップ実施期間は令和6年8月から12月までの間で検討し、受講生の授業に支障が出ないように、適切な頻度で実施すること。
- ②対象は受講生とすること。
- ③参加企業の開拓及び調整について、以下の業務を行うこと。
  - ア. 参加企業の開拓を行うこと。
  - イ. 参加企業は、データ分析等を業務として実施していることが望ましい。
  - ウ. 企業数は3社程度とすること。
  - エ. 参加企業とその内容や受け入れ環境について調整すること。
  - オ. 参加企業は受講生に実施させる業務内容について、データ分析等の業務に従事させるよう調整すること。
  - カ. 受け入れ環境（業務に必要なPC等）は、参加企業が揃えること。
  - キ. 参加企業は、講座の後半から参加することとし、講座での取り組み内容について事前コンサルティングを実施すること。
  - ク. 受講生を対象とした、参加企業への見学ツアーを企画すること。
- ④インターンシップの実施に向けた、以下の事前準備を行うこと。
  - ア. 参加企業及び受講生との契約関係書類の作成・締結について支援すること。
  - イ. 受講生の保険加入等の手続きを実施すること。
  - ウ. その他必要事項を市と協議の上実施すること。
- ⑤インターンシップ期間中、参加企業及び受講生へのインターンシップのフォローを実施し、インターンシップの進捗状況管理業務等について、以下の業務を実施すること。
  - ア. インターンシップ全体の進捗等の管理をすること。
  - イ. 参加企業及び受講生に対してデータサイエンティストによる各種助言・指導を行うこと。
  - ウ. 受講生の状況管理及び非常時における対応をすること。
  - エ. 活動状況の定期的な報告を行うこと。

### (4) 松山データサイエンティストサミット 2025

- ①対象は受講生、参加企業をはじめ、地元大学生やデータサイエンスに関わる社会人、起業家とする。
- ②開催時期は講座終了後から令和7年2月までの間とし、市と協議の上、決定すること。
- ③開催場所は市内とし、会場は受託者が用意すること。
- ④参加料は原則無料とすること。ただし、飲食物等を提供する場合の実費相当額を徴収すること。

とは差し支えないこととする。

- ⑤ビジネスで活躍しているデータサイエンティスト等を紹介し、データサイエンスの現状を伝えるとともに、地元企業（データサイエンス関係に取り組む企業）への就業機会につながる企画とすること。
- ⑥セミナー等の登壇者はデータサイエンスに関する専門家とし、市と協議の上、決定すること。  
また、交通費等は受託事業者が負担すること。
- ⑦本事業の成果を広く周知するための事業PRを行うこと。
- ⑧応募の受付、問い合わせへの対応、参加者への案内を行うこと。また、当日の受付・司会・進行を行うこと。
- ⑨終了後、業務の効果や課題を検証するため、参加者にアンケートを実施、集計・分析結果を報告すること。また、アンケートの内容は、事前に市と協議すること。

#### (5) データサイエンティスト育成講座受講生に対する就職状況等調査

これまでのデータサイエンティスト育成講座の受講生に対して、アンケート調査を実施し、受講生の就職状況やデータサイエンティスト育成講座で学んだことが活かされているかなど業務の効果や課題を検証する。

- ①アンケート調査対象者は令和元年度から令和5年度の受講生とする。
- ②アンケート項目は就職状況等やデータサイエンティスト育成講座に関する評価等で、市と協議の上、決定すること。
- ③アンケートは令和7年2月までに実施すること。
- ④アンケートは集計・分析し、結果を報告すること。

## 6. 業務の実施方法

### (1) 業務の実施体制

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに本市に報告するものとする。

- ①業務内容
- ②業務詳細工程表
- ③業務実施体制及び組織図
- ④業務に従事する総括責任者、業務責任者及び各業務担当者及びその者の主要業務経歴

### (2) 業務に関する打ち合わせ

契約締結後、ただちに本委託業務に必要な情報等について、打ち合わせを開始する。業務に関する打ち合わせは、適宜実施するものとし、議事録については受託者が取りまとめを行い、速やかに提出すること。

本業務は産学官が連携して実施するものであり、関係者も多数に及ぶことが想定されるため、市はもちろんのこと、大学関係者とも綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度、必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

## 7. 成果物

下記すべてのデータ及び紙媒体で本市に提出すること。また、業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

### ①実績報告書

※本業務を実施した総括（成果、課題等）を明記すること。

※事業を実施してみたの課題を解決するための施策提案をすること。

### ②講座及び交流会の参加者名簿（E x c e l形式）

※参加学生は氏名、住所、年齢などを、社会人は企業名及び住所、連絡先などを記載すること

### ③講座及び交流会の写真（J P E G形式）

### ④講座及び交流会で実施したアンケート、集計、分析

### ⑤募集チラシ（P D F形式）

### ⑥講座の講義資料

### ⑦6（2）に示した打ち合わせに関する議事録

### ⑧講座受講生の就職状況等のアンケート、集計、分析

## 8. 契約に関する条件等

### （1）一括委任又は一括下請けの禁止等

受託事業者は、本業務の全部又はその主たる部分若しくは一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ、松山市の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

### （2）成果物の利用及び著作権

受託事業者は、松山市が提供または使用を指示した素材を除き、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に対して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

### （3）機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 9. その他特記事項

### （1）個人情報の保護

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 業務責任者

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する従業員及び責任者を選任し、その氏名等を松山市に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとし、業務の円滑な実施に務めること。

(3) 財産権及び特許権等の知的財産権の取扱

本業務により受託事業者が生じた成果品に含まれる特許権等の知的財産権は、原則として松山市に帰属する。

(4) 関連法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等のその他関連法令を遵守すること。

(5) 事業実施にあつての注意事項

本事業の実施にあたり、適宜、受託事業の旨を明示して行うこと。

(6) 経理区分及び保管

委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(7) 本仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、市と協議の上、決定するものとする。